

田村市子育て世代住宅支援補助金交付要綱（平成28年3月28日告示第54号）

田村市子育て世代住宅支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における定住人口の増加を図るため、本市に定住する子育て世帯の住宅の新築等に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年3月1日田村市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）新築住宅 新たに建築されて一年以内の、人が住んだことのない居住用建物をいう。
- （2）定住 永住又は5年以上に渡って居住する意志を持って住民登録をし、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- （3）移住者 市外の市区町村から市内に転入し、かつ住民票を異動する者をいう。
- （4）補助事業者等 補助金の交付を受け、本事業を実施する移住者をいう。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、転入後3年以内に対象住宅を建築し、自らの居住の用にこれを供することとし、補助事業者等が行う新築の居住用建物に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- （1）外構工事に要する経費
- （2）合併処理浄化槽の設置に要する経費
- （3）太陽光発電施設に要する経費
- （4）住宅以外に要する経費（倉庫・車庫等）

（補助の要件）

第4条 本事業における補助金交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）移住者 平成28年4月1日以降に本市に定住の意志を持って転入し、転入後に本市に5年以上居住することを誓約できる者で、次の各号に掲げる者でないものをいう。
 - ア 転勤等で一時的に住民登録を行う者
 - イ 福祉施設等への入所を目的として住民登録を行う者
 - ウ 勉学のために転入する者
 - エ 住民税に滞納がある者
 - オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者
 - カ 世帯の全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - キ その他市長が交付対象者として不適当と認めた者

- （2）子育て世帯 申請書提出日において、0歳から15歳までの子どもを扶養し同居している世帯。

（補助金の額）

第5条 市が交付する補助金は、第3条に規定する経費とし、交付を受けようとする者が属する世帯につき1回限りとする。

補助額 1件あたり新築住宅取得額が1,000万円以上の物件に対し100万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、対象住宅の建築が完了した日から起算して6月以内に、田村市子育て世代住宅支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(本籍及び続柄が記載されたもの)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 市税完納証明書(様式第3号)
- (4) 対象住宅の建築工事契約書の写し
- (5) 対象住宅の平面図
- (6) 対象住宅の登記事項証明書の写し(共有の場合、共有者全員分を提出)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(決定通知)

第7条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づき補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第8条 第6条の交付申請は、規則第14条第1項に規定する実績報告と併合するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 市長は、規則第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者等が前項の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 対象住宅を譲渡したとき。
- (2) 市税を滞納したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) この告示の規定に違反したとき。

(市内事業者の活用)

第11条 補助事業者等は、本事業による施工主を、市内に本店又は営業所等を有する事業者が発注して施工するよう努めなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、田村市子育て世代住宅支援補助の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日告示第35号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。